

選ぶ眼、 決める力

第17号

2016.3月

目次

- ◇学校における消費者教育
- ◇仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画を策定しました
- ◇消費者教育ウェブ教材「伊達学園」に新しいコンテンツを追加しました!!
- ◇仙台市オリジナル消費者教育教材をご活用ください!
- ◇講師を派遣します!「消費者教育講座」



消費者教育家庭科研修会の様子 講師 小関禮子氏 (平成27年8月17日仙台市教育センターにて)

学校における 消費者教育

帝京大学 大学院 教職研究科
教授 小関 禮子

東京都立小学校教諭を経て、平成12年度～20年度東京都立小学校長。東京都立小学校家庭科研究会会長、全国小学校家庭科研究会副会長、内閣府消費者教育専門家(アドバイザー)を歴任。平成25年度より現職。

子どもの消費生活と消費者教育の必要性

●昭和40年代の子どもたち

私と消費者教育の出合いは、東京都の小学校の教員であった40年以上前にさかのぼります。大切にしている物は何かという質問に、「おばあちゃんが作ってくれたチョコキ」「生まれた時のへその緒」と答える子どもがいる一方、「お金」「貯金通帳」とお金を口にする子どももいました。中には、テストで100点をとったら、小遣いが貰えるという子どももいました。また、現在も学校での落し物の多さが話題になりますが、この当時の子どもたちにも、物を大切にしない傾向がありました。

お金やものに振り回されない子ども、愛と創造性、責任をもってお金を使う子どもに育ってほしいと思いました。物やお金の価値を正しく認識させたい、よく考え、自分らしくお金や物とかかわれるようにしたいと考え、以来、教師としての私のライフワークになりました。

今、時代は変わり、情報化の進展、大量生産、大量消費の中で子どもたちは生活しています。ファッションや様々な玩具類等、子どもをターゲットにした商品が溢れています。流行に左右されて、購買意欲は高まり、押し寄せる情報の中で、自分で考えたり、決めたりすることも少なくなっています。キャッシュレス化が進み、見えないお金の問題も深刻になりつつあります。子どもが巻き込まれる消費者トラブルや消費者被害も増えていると聞きます。消費生活が地球環境に大きな影響を与えてもいます。

消費者教育ウェブ教材「伊達学園」に
<http://dategakuen.com/>

新しいコンテンツを追加しました!!

新コンテンツ
「授業でござる」



- 特徴1: 仙台市の教師の皆さんと一緒に作りました!
- 特徴2: 小学校家庭科の授業などで使える!
- 特徴3: 地元食材に親しみながら、買い物体験ができる!



「授業でござる」は小学校高学年を対象に、「生活とお金についての考え方」や「かしい買い物の仕方」について学ぶことができるコンテンツです。登場人物は、小学5年生の千代ちゃんとその家族。消費生活の授業で使える3つのストーリーです。

第1話 お金が動く!の巻

家族が得てきた収入は限りあるものであることが分かり、収支のバランスの大切さに気がきます。



収入と支出のバランスが大切だね!

第2話 買い物名人!の巻

クイズを通して、目的や品質を考えた物の選び方や適切な買い物について理解を深めます。



クイズに挑戦して、
買い物名人になろう!

第3話 買い物修業!の巻

買うべき品物や予算の検討、表示の確認をしながら、買い物疑似体験ができます。



仙台名物「いも煮」の
材料を買いに行きましょう!

仙台市オリジナル消費者教育教材を ご活用ください!

【小学校向け】: 物やお金の大切さや上手に買い物をするためのポイントなどが学べます。

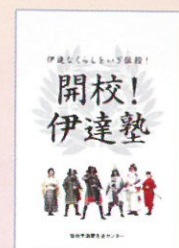


ボードゲーム「もやしり武将ゲーム」



「めざせ!買い物名人」リーフレット

【中学校向け】: 契約の基礎知識や悪質商法にだまされない心構えが学べます。



DVD「開校!伊達塾」



DVD 副読本「伊達な暮らし入門」



小冊子「悪質商法に気をつけて」

講師を派遣します! 消費者教育講座

仙台市消費生活センターでは、小・中学生や高校生等に向け、消費者教育に関する出前講座を行っています。講師謝礼は一切不要。実施希望日の2カ月前までに仙台市消費生活センターにお申し込みください。

講師: 弁護士、司法書士、金融広報アドバイザー、e-ネットキャラバン専任講師 ほか

テーマ: 契約の基礎知識、金銭・金融教育、インターネットトラブルの被害に遭わないために、悪質商法の被害に遭わないために 等(内容はご相談に応じます)

※教師向け研修会にも講師を派遣します。

編集・発行 仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1
141ビル(三越定禅寺通り館)5階
電話: 022-268-7040 FAX: 022-268-8309
<http://www.city.sendai.jp/tetsuzuki/sodan/shohi/index.html>

●受け身の生活の現代の子どもたち

しかし、物やお金・情報の変化より、もっと心配なことがあります。それは、40年以上も前の子どもたちに比べて、現在の子どもたちは、受け身の生活が多いということです。させられたり、してもらったり、指示待ちの生活の中で、自ら考えたり決めたりする機会が少なくなっています。勧められたら断れないという子、コンビニで商品を1つだけ買うのは気まずくて、つい余計なものを買ってしまうという子どももいます。加えて、人間関係構築力が弱くなった子どもたちは、何よりも友達のことを気にして行動することが多く、ライン等の問題に顕著に現れているように、友達とのかかわりに非常に敏感です。友達



と同調するためにお揃いの同じものを持ったり、友達に認められるため、あるいは自慢するために高価なものを買ったりするなど、必要もないのに、人とかかわりの面だけで物を買うことがあります。お金や物に依存する子どももいます。

ますます激しく変化するであろうこれからの社会を生きていく子どもたちには、自らの力で問題を解決し、どのような困難も乗り越えていく力が求められます。そのためには、受け身の生活からの脱却を図り、主体的に考え、判断し、決定できる力を育てていく必要があります。



学校においてどのように消費者教育を進めるか

学校においては、主体的に生きる消費者として、子どもたちが人や物、情報に振り回されず、自分で考え、自分らしい生活ができるよう、自立を目指して消費者教育を行いたいと考えます。

お金の大切さの理解や、安全で良質な商品の選び方・買い方、物の使い方・活かし方等、物の購入にかかわる指導も重要ですが、それだけでは、単なる買い物上手の賢い消費者の育成にとどまってしまう。

学校における消費者教育は、単に、お金の貯め方や節約を説いたり、お金の使い方のハウ・ツーを指導したりするのではなく、また、消費者被害の事例を伝達するだけでなく、指導の成果が子どもの生活の在りようや質を変え、高めることに結びつくことを見据えて展開したいと考えています。



●学校全体で取り組む

そのためには、学校全体で、子どもの消費生活の実態を捉え、課題を共有して、取り組む必要があります。もちろん、1人の先生の実践から始め、学年や教科…と取り組みが少しずつ広がっていった事例もたくさんあります。先生方の問題意識がポイントです。

限られた授業時数の中で、効果的に進めるには、消費者教育が目指す「消費者市民社会」の構築に向けて身につけさせたい能力や態度を明確にして、意図的・計画的に指導することが大切です。各教科、道徳、総合的な学習の時間等の内容から関連の深い内容を洗い出して、それぞれの教科等の目標を達成する過程に消費者教育の視点を取り入れ、年間指導計画を作成します。

●自主的・主体的に考えさせ、判断力を高めるための指導を行う

素材・教材は、子どもに身近な消費生活に関することからですが、子どもたちが深く考え、自分なりの意思決定ができるようにすることが重要です。そして、問題解決的な学習や実践的・体験的な学習ができるように工夫します。地域の人材活用も有効です。消費生活のトラブルについては、事件や事例を伝えるだけでなく、それを通して、解決方法や問題の所在を考えさせる授業を組み立てます。

消費者教育を通してできること

私の拙い実践ですが、学校全体で取り組んだことで、まず、教師が変容しました。教え込まず、子どもに考えさせる授業を工夫し、子ども同士の話し合いに時間をかけて、待つことができるようになりました。題材開発に力を入れ、意思決定場面を意図的に設定するようになりました。子どもたちも、身近で切実な内容を学習するので、「自分のこと」として考えるようになりました。また、消費者教育は、家庭との緊密な連携が必要なことから、多様な連携・協働が進み、共に子どもの成長を喜ぶ関係ができました。



『仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画』を策定しました

本市では、「仙台市消費生活基本計画」に基づき、消費者行政に取り組んでいますが、このたび、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とする「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画」を策定しました。

この計画は、地球環境問題、インターネットの急速な普及、取引のグローバル化・ボーダレス化、高齢化等社会の変化、そして消費者トラブルの多様化・複雑化といった今日の課題に取り組むための施策に併せ、「消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月施行)」において策定に努めることとされた「消費者教育推進計画」を包括した計画とし、「消費者市民社会を目指す消費者教育・啓発の推進」を施策の柱の一つとするものです。

計画の目的

市民協働により目指します

○消費者が安全に安心して暮らせる社会
○消費者市民社会



計画の構成

図1の網掛け(黄色)の部分が「消費者教育推進計画」の内容を併せ持った部分です。

「消費者教育」とは

消費者教育は、学校教育では「家庭」「社会」「公民」「技術」の中で主に取り扱われていますが、広義では、さまざまな「〇〇教育」をカバーしており、既に学校で取り組まれている内容の多くが該当してきます。全てが「消費者市民社会の構築に積極的に参画する市民」を育成するために大切な内容です。

計画における「消費者教育」の考え方

消費者教育推進計画においては、消費者教育を生涯学習としてとらえ、生涯の各ライフステージにおいて必要な消費者教育を、学校、地域、事業者、市民団体等と行政が連携して推進することとしています。

前述のように、学校における学習内容の多くが消費者教育に関連しています。危険を察知する能力、自立して生活する力、周りを思いやる心の育成なども消費者教育の基礎ですから、ぜひ「これも消費者教育だ」という視点で日頃の取り組みを見ていただきたいと思います。

一方で、その時代ならではのテーマもあります。今の時代においては進展の激しい「ネット」(情報モラル教育なども含め)、「電子マネー」といったテーマが考えられ、年代に応じた取り組みがますます必要になってくると考えられます。

最後に、消費生活の場(お金を使う場所)は一義的には家庭です。消費者トラブルが起きているのも主に家庭で、家庭の理解が不可欠です。あらゆるルートで家庭に消費生活についての情報を届ける必要があると考えています。

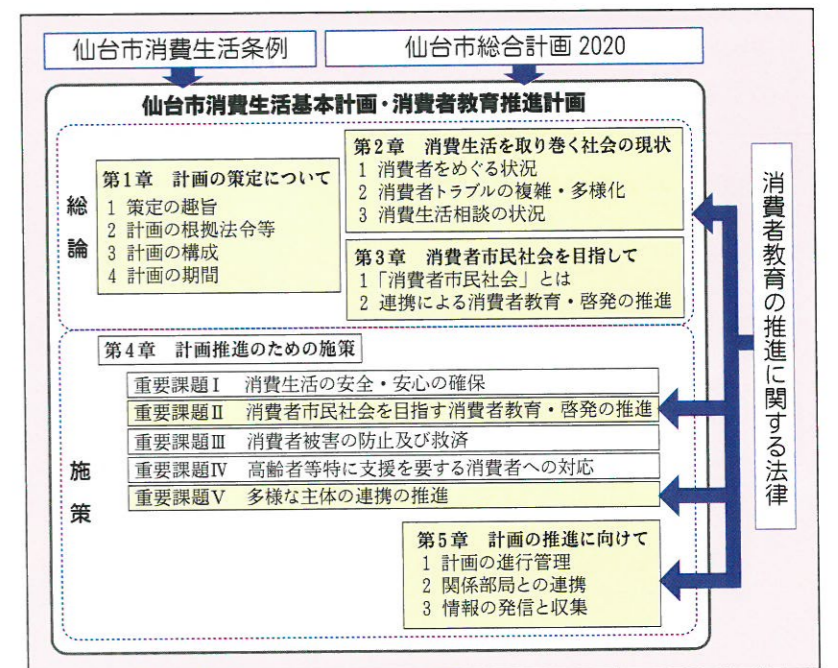


図1 計画の構成

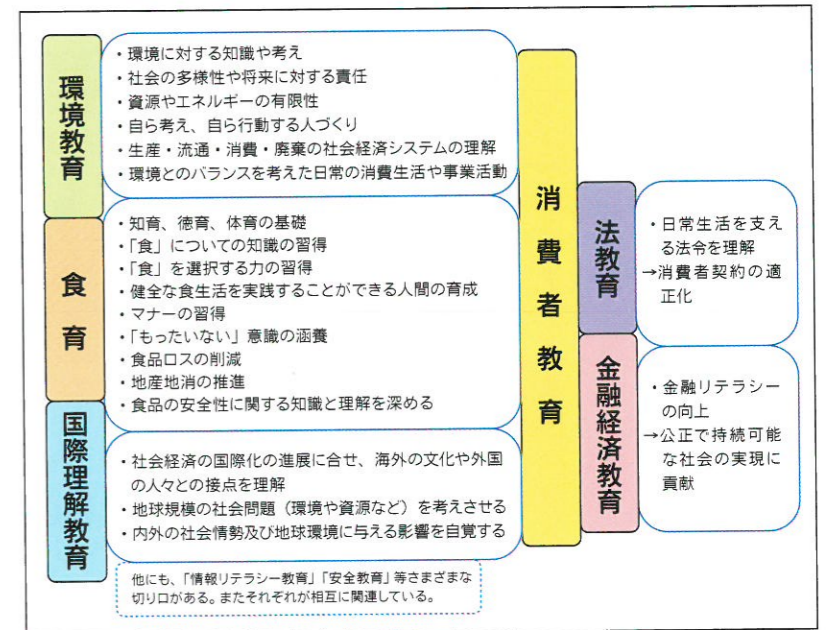


図2 消費者教育と関連した教育(「消費者教育の推進に関する基本的な方針」をもとに作成)